

【第4号議案】

令和5年度事業(案)

◎ P T A規約の改正

- (1) 「母親代表」の名称を「家庭代表」へ変更する。
- (2) 「父」「母」の表記を「保護者」へ変更する。
- (3) P T Aの事業を削減し、以下のとおりとする。

月	本 部	地区委員
職 務 規 約 よ り 抜 粋	P T A規則第9条 (1)会長は、P T Aを代表し、総会、委員会及び本部会を招集し、会務を総理する。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をつとめる。 (3)家庭代表は、P T Aの内特に保護者を対象とした事業、研修の実施にあたって各種機関、団体との調整を行い、保護者の資質の向上、知識の取得、意識の高揚を図る。	P T A規則第13条 2 地区委員は、各地区より若干名ずつ選出する。
4 月	・【協力】朝の登校指導（各地区） ・7日：入学式来賓（R4会長） ・18日：本部会（本部役員・学校職員） ・18日：第1回P T A委員会 ・～28日：オンライン審議	・朝の登校指導（各地区） ・18日：第1回P T A委員会 ・～28日：オンライン審議
5 月	・【協力】通学路点検（危険箇所調査） ・31日：運動会来賓（R5会長）	・通学路点検（危険箇所調査）
6 月	・9日：【協力】交通安全リーダーと語る会 ・【協力】子ども110番の家の依頼	※地区役員は「交通安全リーダーと語る会」には出席しません ・子ども110番の家の依頼
7 月		
8 月	・【協力】朝の登校指導（各地区）	・朝の登校指導（各地区）
9 月		
10 月	・本部会20日（本部役員・学校職員）	
11 月	・22日：第2回P T A委員会 ・【協力】来年度地区委員選出（各地区）	・22日：第2回P T A委員会 ・来年度地区委員選出（各地区）
12 月	・8日：P T A役員選考委員会（R5本部・R6地区委員） ・【協力】通学区名簿作成（各地区）	・通学区名簿作成（各地区）
1 月	・【協力】朝の登校指導（各地区） ・23日：学年委員選考委員会（R5本部）	・朝の登校指導（各地区）
2 月	・6日：現新本部会（R5本部・R6本部）	
3 月	・19日：卒業式来賓（R5会長） ・21日：P T A会計監査（R5会長、R5監事）	